

とっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザルに係る審査要領

1 目的

この要領は、とっとりインターンシップ推進事業広報業務（以下「本業務」という。）の実施を希望する団体が提出した企画提案書等（以下「提案書」という。）を比較検討し、提案者の順位付けを行うために必要な審査方法等を定めるものとする。

2 審査会の設置

- 提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（とっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。
- 審査会は、審査員4名をもって構成する。

3 審査基準等

- 審査員は、提案書の内容を次表により評価する。

区分	審査項目	審査基準	評価基準点	ウェイト	配点
内容	SNSを活用した広報	①学生等が多用する広報媒体を選定し、媒体に合った発信内容・方法及び効果的かつ安全な運用に必要な機能の活用を提案しているか。	5	×3	15
		②学生等の参加意欲を喚起・維持する上で適時かつ効果的な頻度の計画的な情報発信を具体的に想定して提案しているか。	5	×2	10
		③登録促進や情報拡散の工夫、個々の学生等に合った情報を発信する仕組み、効果的なブロック・離脱防止対策を提案しているか。	5	×2	10
	Webサイトを通じた広報	①既存のWebサイトで学生等の参加促進のために充実すべき内容を検証し、具体的に想定して提案しているか。	5	×2	10
		②学生等の参加意欲を喚起・維持する上で適時かつ効果的な頻度の計画的な情報発信を具体的に想定して提案しているか。	5	×2	10
		③学生等の興味・関心を高め、見やすいデザイン（色使い、レイアウト、フォント等）での掲載を提案しているか。	5	×1	5
学生等との連携・参加促進企画・学生等向け広報物	①学生等と連携したホームページの記事作成及び学生等に対するプログラム参加促進企画の内容、実施工程、運用方法、広報、連携する学生等の確保及び連携の方法等を具体的に想定して提案しているか。	5	×1	5	
	②学生等向けパンフレットの構成、盛り込むべき内容、作成工程、関係機関との連携事項等を具体的に想定して提案しているか。	5	×1	5	
全体	業務遂行能力	①目的や事業について理解しているか。	5	×1	5
		②本業務を実施するための適切な能力と体制を備えているか。（運営体制が適切か、事業全体のスケジュール管理ができるか、業務従事者が他の事業と兼務する場合に必要な業務量を確保できるか など）	5	×2	10
		③学生等の地方就職活動支援又は中小企業の若年者採用活動支援又は中小企業の学生等に対する魅力発信支援の実績及び成果があるか。	5	×1	5
県内企業配慮措置	①鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有しているか（ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限り加点する）	5	×1	5	
個人情報の漏えい等の有無	①過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。（ただし、発生がある場合に限り減点する）	△5	×2	△10	
見積価格	価格点	【計算式】 $\frac{\text{（当事業者の見積額} - \text{最も低い見積額）}}{\text{鳥取県の予算額}}$ 配点×（1－ ※鳥取県の予算額を超える見積額は無効とする。			5

- 各審査員は、（1）の各項目（価格点を除く。）について、次の基準により評価し、ウェイトの割合を掛け合わせた点数を算出し、価格点を加えてその合計点（以下「評価採点」という。）をとっとりインターンシップ推進事業広報業務プロポーザル審査票（別紙）の所定欄に記入した上で、順位付けを行う。

評価基準点	判断基準
5	非常に優秀
4	優秀
3	普通
2	やや不十分
1	不十分又は審査不能

- （2）により各審査員の付した評価採点を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の付けた順位をそのまま点数とし、合計の値の少ない方から順位を付ける方式）による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合には順位点の方法による順位を優先する。ただし、（1）の各項目について、審査員の過半数が評価基準点を「1」と評定した項目のある団体は、順位付けを行わないものとする。
- 同位の者が2以上あるときは、審査員の多数決で順位を決定する。